

# 第3次下呂市行政改革大綱の一部改訂について

## 新旧対照表

新

旧

【5ページ】

第2章 第3次行政改革大綱の体系と計画期間

1. 第3次行政改革大綱の目標

「市民・地域とともに築く新しい自治をめざして」

2. 第3次行政改革大綱の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間

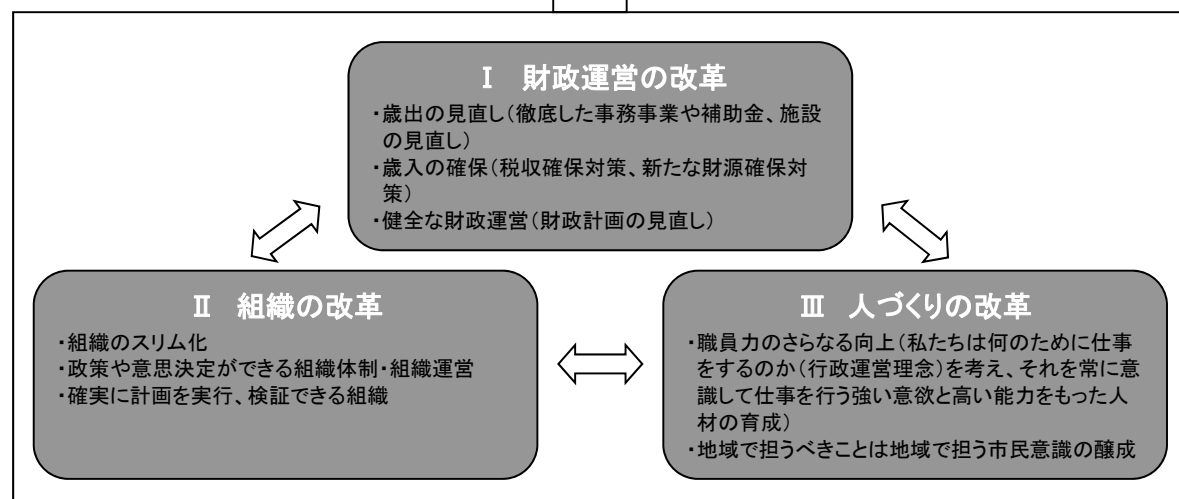
3. 基本方針

下呂市発足以来、まちづくりの基本理念として取り組んできた「市民の参画と協働」による地域力を生かした市政運営を進めていきます。このため市民、地域、行政のそれぞれの役割を明確にし、これまでの行政運営を見直すこととして、次の3つを行政改革の基本方針とします。これらを進めることで、地方交付税の段階的縮減といった厳しい財政状況に直面する状況において、健全財政の維持を図ります。

さらに、この3つの基本方針の推進にあたっては、庁舎の一本化を基軸として進めます。

- I 持続可能な財政基盤の確立に向けた財政運営の改革（財政運営の改革）
- II 効率性・機能性を重視した組織の改革（組織の改革）
- III 強い意欲と高い能力をもった人材を育てる人づくりの改革（人づくりの改革）

市民・地域とともに築く新しい自治をめざして



キーワード 「財政の健全化」「組織のスリム化」「市民の参画と協働」「行政品質の維持・向上」

持続可能な財政基盤を確立するため、行政と地域との役割分担を明確にすることで、事務事業や補助金を見直し（財政運営の改革）、地域で担うべきことは地域で確実にできるよう、支援する体制を整備（組織の改革）し、職員も一緒になって地域で行おうとする市民意識を高める（人づくりの改革）改革とします。

【5ページ】

第2章 第3次行政改革大綱の体系と計画期間

4. 第3次行政改革大綱の目標

「市民・地域とともに築く新しい自治をめざして」

5. 第3次行政改革大綱の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間

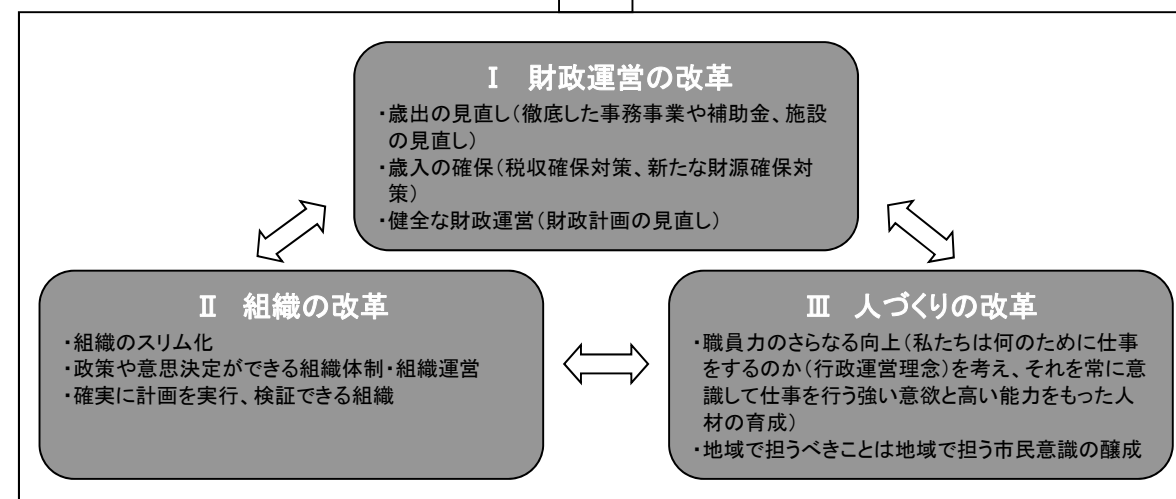
6. 基本方針

下呂市発足以来、まちづくりの基本理念として取り組んできた「市民の参画と協働」による地域力を生かした市政運営を進めていきます。このため市民、地域、行政のそれぞれの役割を明確にし、これまでの行政運営を見直すこととして、次の3つを行政改革の基本方針とします。これらを進めることで、地方交付税の段階的縮減といった厳しい財政状況に直面する状況において、健全財政の維持を図ります。

さらに、この3つの基本方針の推進にあたっては、庁舎の一本化を基軸として進めます。

- I 持続可能な財政基盤の確立に向けた財政運営の改革（財政運営の改革）
- II 効率性・機能性を重視した組織の改革（組織の改革）
- III 強い意欲と高い能力をもった人材を育てる人づくりの改革（人づくりの改革）

市民・地域とともに築く新しい自治をめざして



キーワード 「財政の健全化」「組織のスリム化」「市民の参画と協働」「行政品質の維持・向上」

持続可能な財政基盤を確立するため、行政と地域との役割分担を明確にすることで、事務事業や補助金を見直し（財政運営の改革）、地域で担うべきことは地域で確実にできるよう、支援する体制を整備（組織の改革）し、職員も一緒になって地域で行おうとする市民意識を高める（人づくりの改革）改革とします。

新

【9ページ】

## Ⅱ 効率性・機能性を重視した組織の改革

地域力の強化を図り、市民との協働を進めていくための「組織の改革」に取り組みます。身近な振興事務所を「地域づくりの拠点」として構築します。

また、行政機能が別々の庁舎に分かれて配置された分庁方式による組織では、組織間の意思疎通や意思決定が早期に行いにくく、業務を行ううえで非効率な面もあり、これまで以上に合併以来の分庁方式による組織では、組織間の意思疎通や意思決定が早期に行えず、業務も非効率であり、効率性と機能性を兼ね備えた組織・体制づくりが求められています。

このため、現在の庁舎と行政機能のあり方を考え、庁舎の一本化を見据えて組織を見直し、政策や意思決定が早期にできる体制づくりと、計画を確実に実行・検証できる実効性ある体制づくりの「組織の改革」に取り組みます。

### 1 経営効率を図る組織・体制

効率性と機能性を兼ね備えた庁舎の一本化を見据えて、組織の見直しを行います。業務を効率的に行うため、振興事務所については、今後は地域の行政窓口としてなくてはならない業務のみとし、それ以外は本庁舎で行うこととします。この見直しにより必要な行政サービスの品質を落とさぬよう、行政判断が素早くできる体制、つまりは権限と責任を明確にし、意思決定ができる組織・体制づくり、担当部署での即決判断ができる効率性ある組織づくりを進めます。また、分庁方式の中において庁舎毎の行政機能を考え、庁舎内部の情報を可能な限り共有し、横断的な組織力の向上に努めます。

さらに、行政経営を図るため、計画を計画づくりで終わらせず、計画を確実に実行し、その結果を検証していく体制づくりを進めます。

### 2 職員数の適正化

職員数の適正化については、今後の市の財政規模や庁舎一本化による組織の見直しに見合った職員数を配置することとします。

そのため、現在の定員適正化計画は必要に応じて見直しを行います。

### 3 危機管理体制の強化

組織のスリム化を進め、市民生活の安心・安全を確保するため、各地域の危機管理体制の強化を図ります。今後も職員数が減少する中で、民間や他自治体との災害応援協定をより強化しながら、災害発生時の体制強化に向けた取り組みを行います。

### 4 市民や地域を育てる組織

これまで行政が主体となって行ってきた事務事業には、市民や地域が自ら行ったほうが効果的なものもあり、今後、こうした事務事業は市民や地域が主体となって行ってい

旧

【9ページ】

## Ⅱ 効率性・機能性を重視した組織の改革

地域力の強化を図り、市民との協働を進めていくための「組織の改革」に取り組みます。身近な振興事務所を「地域づくりの拠点」として構築します。

また、合併以来の分庁方式による組織では、組織間の意思疎通や意思決定が早期に行えず、業務も非効率であり、効率性と機能性を兼ね備えた組織・体制づくりが求められています。

このため、庁舎の一本化を見据えて組織を見直し、政策や意思決定が早期にできる体制づくりと、計画を確実に実行・検証できる実効性ある体制づくりの「組織の改革」に取り組みます。

### 1 経営効率を図る組織・体制

庁舎の一本化を見据えて、組織の見直しを行います。振興事務所については、今後は地域の行政窓口としてなくてはならない業務のみとし、それ以外は本庁舎で行うこととします。この見直しにより必要な行政サービスの品質を落とさぬよう、行政判断が素早くできる体制、つまりは権限と責任を明確にし、意思決定ができる組織・体制づくり、担当部署での即決判断ができる組織づくりを進めます。また、庁舎内部の情報を可能な限り共有し、横断的な組織力の向上に努めます。

さらに、行政経営を図るため、計画を計画づくりで終わらせず、計画を確実に実行し、その結果を検証していく体制づくりを進めます。

### 2 職員数の適正化

職員数の適正化については、今後の市の財政規模や庁舎一本化による組織の見直しに見合った職員数を配置することとします。

そのため、現在の定員適正化計画は必要に応じて見直しを行います。

### 3 危機管理体制の強化

組織のスリム化を進め、市民生活の安心・安全を確保するため、各地域の危機管理体制の強化を図ります。今後も職員数が減少する中で、民間や他自治体との災害応援協定をより強化しながら、災害発生時の体制強化に向けた取り組みを行います。

### 4 市民や地域を育てる組織

これまで行政が主体となって行ってきた事務事業には、市民や地域が自ら行ったほうが効果的なものもあり、今後、こうした事務事業は市民や地域が主体となって行ってい

第3次下呂市行政改革大綱 新旧対照表